

## 新型コロナウイルス感染症に伴う森町の対応について

令和2年2月28日作成  
令和2年3月10日改定  
令和2年3月12日改定  
令和2年3月18日一部改正  
令和2年3月26日改定  
令和2年4月8日改定  
令和2年4月17日改定  
令和2年4月20日一部追加  
令和2年4月23日一部追加  
令和2年5月1日改定  
令和2年5月5日改定  
令和2年5月15日改定  
令和2年5月27日改定  
令和2年6月22日改定

※下線が改定分です。

国のイベント開催制限の6月19日からの段階的緩和及び再開準備を進めていた望月プラザ「もりの湯」の6月27日からの再開を受け、「新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」を改定しましたのでお知らせします。

今後は、静岡県が定期的に「ふじのくにシステム」によって発表する「警戒レベル及びそれに応じた行動制限」に基づき行動をしてください。

また、日常生活におきましても「三つの密（密閉、密集、密接）」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に積極的に取り組んでください。

（「新しい生活様式」の内容は、森町ホームページでご確認ください。）

なお、現時点におけるイベントや会議等の対応方針は、以下のとおりですので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 1 イベント・会議等の対応について

○町が主催するイベントや会議等については、感染防止対策を講じた上で、適切に開催することとします。

○イベントや会議等を開催するにあたり、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期をお願いします。

なお、イベントや会議等については、下記（参考）を参考に感染防止策を講じた上で開催を可能とします。

#### （参考）開催の注意点

○屋内・屋外ともに1,000人以下又は施設収容率50%以内のイベントが基本。

○三つの密（密閉・密集・密接）の徹底回避。

・人と人との間隔2mが目安。

○近接距離での会話は避ける。

・大声での発声、歌唱や声援、近接での会話は避ける。

○適切な感染防止対策。

・入場時の制限や誘導、手指の消毒設備設置、マスクの着用、室内の換気等。

## 2 公共施設の対応について

各施設において、感染対策を講じた上で、下記のような対応を図ります。

施設名	対応	電話番号
望月プラザ（もりの湯）	6月27日（土）から再開 （但し、火・土・日曜日の午 前10時から午後7時まで）	85-1800 （保健福祉課）
森町文化会館（会議室等）	6月2日（火）から大ホールの 受付、利用再開。 （但し、利用者制限 <u>400人</u> 程度）	85-1111

※制限内容等詳細については、各施設にお問い合わせください。

## 3 施設に応じた感染防止策の徹底について

- 国の基本的対処方針にあるように、施設管理者に対し、引き続き「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を要請するとともに、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底等を行うことを要請します。

## 4 その他

- 新型コロナウイルスに関する詳細情報につきましては、森町ホームページ>トップページ>緊急情報>「新型コロナウイルスに関する情報について」をご確認ください。
- 今後の対応方針は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ決定し、必要に応じて情報提供をいたします。
- 次亜塩素酸水の無償配布を保健福祉センター1階にて行っています。  
配布時間は、6月1日（月）からは、月・水・金（祝日を除く）の午後1時から5時まで。

※詳細については、保健福祉課（85-1800）にお問い合わせください。



ホームページ  
QRコード